

業種追加の検討「両生類・魚類販売業者」について

1. 現状

(1) 法制度（主な関連条文等）

○ 動物愛護管理法（抜粋）

（動物取扱業の登録）

第10条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節及び次節において同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物とのふれあいの機会の提供を含む。次項において同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下「動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節、第二十五条第一項及び第二項並びに第四節において同じ。）の登録を受けなければならない。

(2) 規制を受ける業種（現状の概要）

業種	業の内容	該当する業者の例
販売	動物の小売及び卸売り並びにそれらを目的とした繁殖又は輸出入を行う業（その取次ぎ又は代理を含む）	○小売業者 ○卸売業者 ○販売目的の繁殖又は輸入を行う業者 ○露天等における販売のための動物の飼養業者 ○飼養施設を持たないインターネット等による通信販売業者
保管	保管を目的に顧客の動物を預かる業	○ペットホテル業者 ○美容業者（動物を預かる場合） ○ペットのシッター
貸出し	愛玩、撮影、繁殖その他の目的で動物を貸し出す業	○ペットレンタル業者 ○映画等のタレント・撮影モデル・繁殖用等の動物派遣業者
訓練	顧客の動物を預かり、訓練を行う業	○動物の訓練・調教業者 ○出張訓練業者
展示	動物を見せる業（動物とのふれあいの提供を含む）	○動物園 ○水族館 ○移動動物園 ○動物サーカス ○動物ふれあいテーマパーク ○乗馬施設・アニマルセラピー業者（「ふれあい」を目的とする場合）

※ 実験動物・産業動物を除く、哺乳類、鳥類、爬虫類が対象。

2. 主な論点

- (1) 現在は、両生類及び魚類（観賞魚）は規制の対象ではないが、規制の必要性はあるか。
- (2) 仮に規制する場合、規制の対象動物は、両生類までか、魚類（鑑賞魚）までか。
- (3) 仮に規制する場合、現行の登録制とするのか、あらたなカテゴリーとして届出制等とするのか。
- (4) 施行までの経過期間は必要か。その場合の期間はどのくらいか。

3. 問題点等

(1) 現状の主な問題点

- ・ 飼い主が飼えなくなった場合に川や湖沼に放すことにより、本来の生態系が損なわれるおそれがある。

(2) 規制する際の主な問題点

- ・ 仮に現行の登録制とした場合、業の監視・指導等を行う自治体の業務負担増となる。
- ・ 金魚すくいの取扱い。

4. 業界団体の主な意見

- ・ 日本には江戸時代から金魚すくいや金魚の品評会というものが年間通して何百と行われているが、仮にこれらに規制がかかってくると、これらの業態が今後業務を行うのは難しくなるのではないかと懸念される。
- ・ 現行の登録制に参加するという事自体は、業界として異論はない。ただし、販売時の説明責任について、仮に犬や猫と同等のような扱いになってくると、価格的に考えてもやはり商売的に難しくなるのではないかと懸念される。
- ・ 今回の動物愛護管理の制度の見直しの中で生態系保全に関する管理（遺棄、放流の対策等）を行うというのは少し違うのではないかと考える。